

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、ライフサイエンスを通じて持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、株主、顧客をはじめ、取引先、研究パートナー、地域社会、従業員等の全てのステークホルダーに対してフェアな企業であることを目指しております。そのためには、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上、責任の明確化に努めていくことを重要な課題と捉え、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの【基本原則】をすべて実施しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SBI証券	1,172,479	2.96
楽天証券株式会社	985,600	2.49
太田 邦史	962,700	2.43
松井証券株式会社	813,700	2.05
マネックス証券株式会社	418,015	1.05
飯作 哲男	377,000	0.95
大和証券株式会社	322,300	0.81
柴田 武彦	273,000	0.69
日本証券金融株式会社	265,400	0.67
山戸 福太郎	251,400	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

#### 補足説明更新

上記(1)外国人株式保有比率と(2)大株主の状況は2020年12月31日現在の状況であります。

#### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
降矢 朗行	他の会社の出身者										
久保田 晴久	他の会社の出身者										

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
降矢 朗行		会社との関係においてはいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため、独立役員として選任しております。	大手製薬企業およびバイオベンチャー企業における研究開発並びに経営等の豊富な経験を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断し、当社の社外取締役に選任しております。
久保田 晴久		会社との関係においてはいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため、独立役員として選任しております。	厚生省(現 厚生労働省)、医薬品機構(現 独立行政法人医療品医療機器総合機構(PMDA))および(財)医療機器センターにおいて薬事業務に携わり、大手製薬企業においても薬制薬事にかかる部門の長を歴任するなど、薬制薬事に係る豊富な経験と幅広い見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断し、当社の社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査につきましては、常勤監査役(1名)及び非常勤監査役(2名)がそれぞれの役割に応じて、取締役会及びその他の社内会議への出席、経営トップと積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を隨時行い、会社の業務及び財産の状況調査を通じて取締役の業務執行の監査を行っています。内部監査につきましては、内部監査室(2名)が担当し、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価を行い、直轄の代表取締役社長に報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することとしております。監査役は、内部監査室の実施した監査結果を確認し、意見交換会を実施する等の連携を図ると共に、各々が実施した監査結果の情報を共有することにより、課題の審議、検証等を通して監査の充実と効率化に努めております。また、監査役は、会計監査人との緊密な連携を目的に、定期的に会計監査人から監査手続きとその実施結果について報告を受け、意見交換会を実施しております。必要に応じて内部統制等に係る現状や課題を協議し、監査の有効性と効率性を高めることに努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
達 保宏	他の会社の出身者													
山川 善之	他の会社の出身者													
坂本 二朗	他の会社の出身者													

##### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

達 保宏		大手製薬企業に研究者及び役員として従事した経験から、創薬全般並びに抗体医薬に関する相当程度の知見を有しており、特に研究開発関連の監査の重要性が高い当社において有効な助言等をいただけたと判断したため、社外監査役に選任しております。
山川 善之		会社との関係においてはいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため、独立役員として選任しております。
坂本 二朗		大手製薬企業の経営企画や総務経理部門において豊富な経験を有していることから、企業運営や社内管理に関する相当程度の知見を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数 [\[更新\]](#)

3名

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

#### 該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

更新

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されております。取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社の持続的な発展と中長期的な企業価値向上に向けた適切な経営判断がなされ、取締役の意欲を高めることのできる適正かつ公正なものとすることを基本方針とし、株主総会で決定した報酬総額の限度額内において、業界水準、経営内容、優秀な人材を経営者として内部登用あるいは外部採用で確保できる報酬を考慮し、取締役会で決定するものとしております。また、取締役の固定報酬は、代表取締役・取締役別の体系とし、役位別の報酬テーブルに基づき、代表取締役が社外取締役との協議の上で報酬案を策定の上、取締役会で決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役および社外監査役の窓口を総務・人事グループが担当しております。それぞれの窓口は、取締役会やその他会議に係る通知や資料の配布等必要なサポートを行っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤1名及び非常勤2名の監査役の計3名(いずれも社外監査役)で構成されております。定期的に監査役会を開催する他、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査体制をとっております。取締役会は、代表取締役1名、取締役3名(うち社外取締役2名)の4名で構成され、毎月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

#### ・取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する義務を有しております。定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営戦略・方針に関する重要事項の意思決定及び報告を行っております。また社外取締役は抗体医薬品開発等の豊富な知識と経験を持っており、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

#### ・監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、製薬企業出身者および金融機関出身者であり、それぞれの識見、職業倫理の観点より経営監視を実施していただくこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告収受等法律上の権利行使の他、常勤監査役は、重要な会議への出席や研究所への往査等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

#### ・経営会議

当社の経営会議は、各部門担当取締役及び部門長で構成されており、適宜開催し、経営方針と事業内容の検討、経営状況の掌握と進捗管理、重要事項の精査・検討を行っております。

#### ・役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬等の決定について、株主総会で総額の決議を得ております。各役員の額については、取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役会で決定しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しておりますが、これは社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進するためであります。各社外取締役及び監査役は、それぞれが独自の専門分野を有しており、豊富な経験と幅広い知見に基づき、監督機能を十分に果たしております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の第17回定時株主総会の招集ご通知は、株主の皆様へのいち早い情報提供の観点から、3月9日に発送いたしました。また発送に先がけて、当社ウェブサイトにおいて招集通知を早期掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社はより多くの株主の皆様にご出席いただけるよう株主総会の集中日を避けて開催することを留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	第16回定時株主総会より、電磁的方法(インターネット)による議決権行使を可能としております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び通期の決算発表後にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、また面談依頼等に応じて適宜当社事業及び事業の進捗等についての説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、株主・投資家向けサイトを設けております。決算情報、その他適時開示情報、有価証券報告書等の財務情報等、会社説明会資料等の会社情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にて担当者を設置し対応しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、取引先及び従業員等当社のステークホルダーへ適時適切な情報提供を、会社の重要な事項として認識し積極的に行う方針であります。会社ホームページ、会社説明会等を通じて情報の提供を行ってまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役・使用人は、法令・定款並びに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
- (2)内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (2)取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

#### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は、取締役会規程、組織関連規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
- (2)全社的な経営目標を定め、その達成に向けて具体策の立案及び進捗管理を行う。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定める。
- (2)内部監査部門は、関連部署と連携して、グループ各社に対して内部監査を実施する。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき使用者を置くことに関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用者を配置する。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき使用者の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- (2)監査役補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者は監査役に係る業務を優先する。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社取締役及び使用人並びに子会社の役員は、当社監査役の求めにより、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について都度報告する。

#### 9. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとし、その取扱いについて周知徹底を図る。

#### 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

#### 11. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である小林 茂は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、全体会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。

特に新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用・取引先等からの風評等の信用調査を収集するよう規程を整備したうえで取引開始を実行しております。既存取引についても継続的な取引があると見込まれる先については、情報収集を行っております。また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めています。

排除・防止体制としては以上ですが、万一に備えて、所管警察署の相談窓口と顧問弁護士との関係強化に努めています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

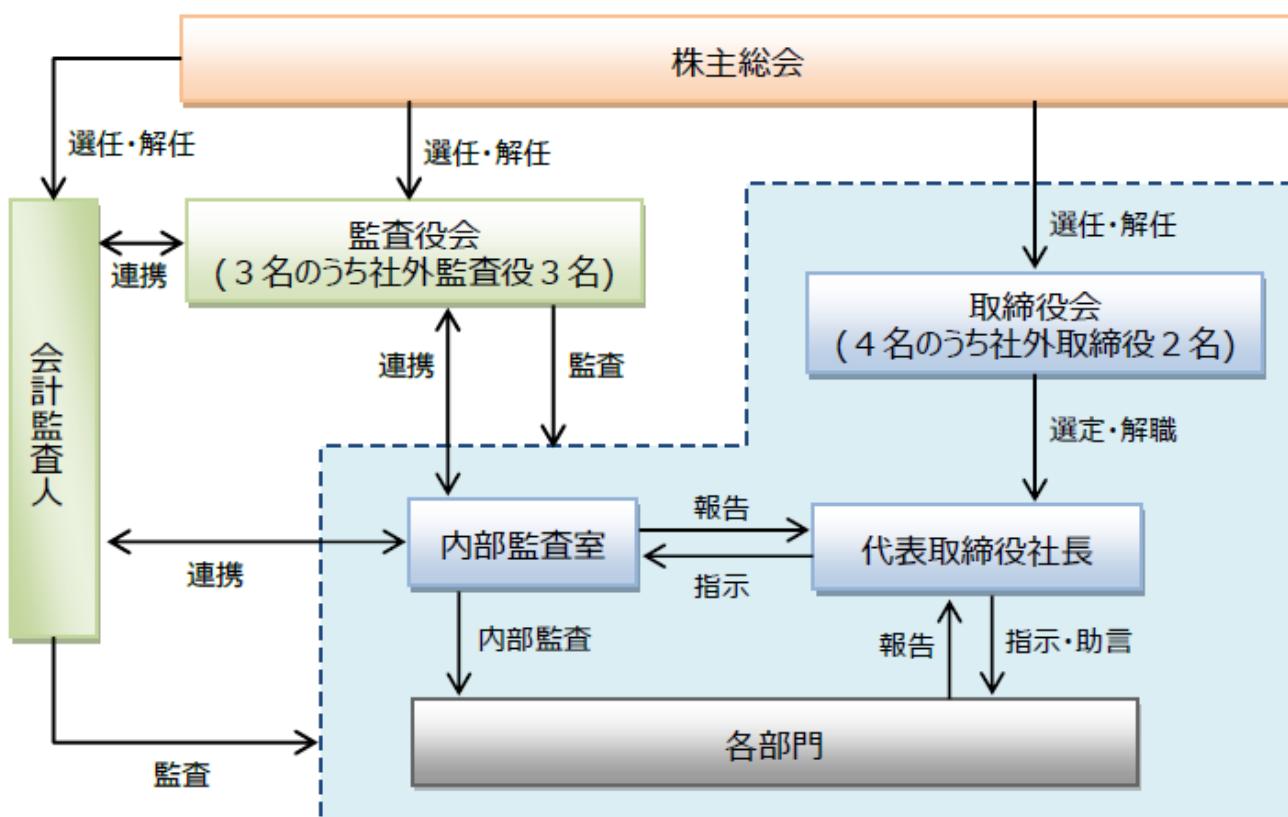
該当事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示に係る社内体制について]

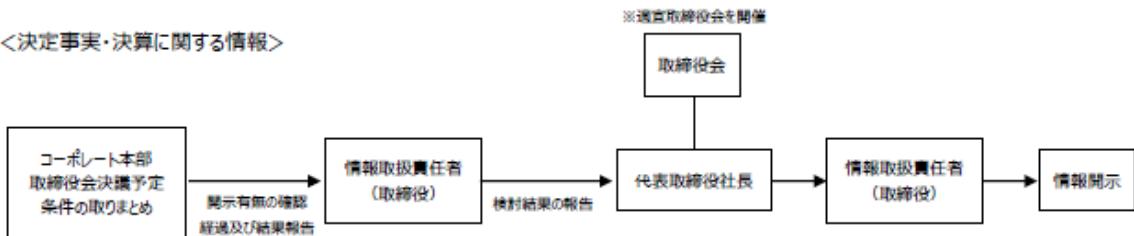
当社では、情報取扱責任者の指導のもと、コーポレート本部から担当者を選任し会社情報の管理に努めております。担当者は、関連部署と連携を図りながら会社情報の集約を行い、速やかに情報取扱責任者へ報告する体制を整えております。情報取扱責任者は、常に株主の皆様の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。

#### ■ 企業統治の体制



## ■ 適時開示の体制

## ＜決定事実・決算に関する情報＞



### ＜発生事実に関する情報＞

